

名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例
の制定に関する専決処分について

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第3号）が、平成30年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の規定中、緊急に改正を要する次の事項について、3月31日付けで専決処分により条例改正を行った。

1 改正内容

固定資産税・都市計画税関係

(1) 土地に係る現行の負担調整措置が平成30年度から平成32年度までの間、継続されたことに伴い、規定の整理を行った。

(市税条例附則第9条・附則第14条等)

(2) 田園住居地域内の市街化区域農地の評価方法にかかると特例措置が講じられたことに伴い、規定の整理を行った。

(市税条例附則第11条)

(3) わがまち特例が導入されている課税標準の特例が一部廃止されたこと、条例で引用している地方税法の条項が移動したことに伴い、規定の整理を行った。

(市税条例附則第14条の6)

(4) 三大都市圏の特定市の市街化区域農地を転用して新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置が廃止されたことに伴い、規定の整理を行った。

(市税条例附則第15条・減免条例第7条)

(5) バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置が創設されたことに伴い、規定の整理を行った。

(市税条例附則第16条の2)

2 施行期日

平成30年4月1日

病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例等の一部を改正
する条例の制定に関する専決処分について

医療法施行規則の一部改正についての省令が平成30年3月22日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例等の規定中、緊急に改正を要する事項について、3月30日付けで専決処分により改正を行った。

1 条例改正の内容

平成30年3月31日に経過措置期限が到来する病院・診療所の療養病床等に係る人員基準につき、医療法施行規則の改正に伴い、その経過措置を平成36年3月31日まで延長する改正を行った。

2 施行期日

平成30年4月1日（ただし、一部の規定は公布の日）